第３節　派遣研修

人事院は、各府省の行政官を国内外の大学院等に派遣する派遣研修の制度を運営、実施している。

高額の費用を要するものが多い派遣研修については、近年、費用対効果が特に厳しく問われている。そのため制度を所管する人事院としても、応募者の研究計画や人物に関する厳格な審査を通じ、国民全体の奉仕者としての自覚、研究の有用性、公務に対する成果還元の意欲等について様々な角度からチェックするほか、帰国後の報告書の提出を徹底したり、各府省における派遣研修修了者の配置状況を把握するなど、厳正な運用に努めている。

１　在外研究員制度

⑴　行政官長期在外研究員制度

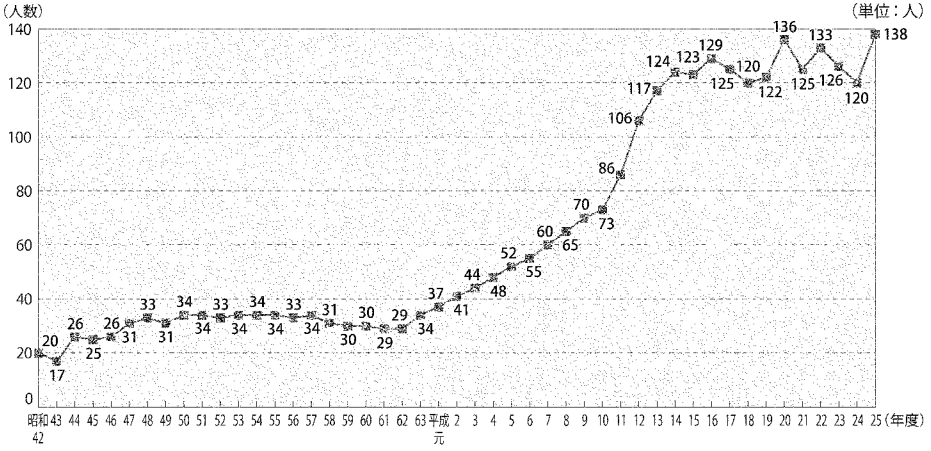
本制度は、行政の国際化が進展する中で、国際的視野を持ち、複雑・多様化する国際環境に的確に対応できる行政官の育成を図ることを目的に、各府省の行政官を２年間諸外国の大学院に派遣し、研究に従事させる制度である。

派遣される研究員は、在職期間が８年未満の行政官で、各府省の長が推薦する者のうちから、人事院の選抜審査及び大学院の選考を経て決定している。

平成25年度は138人を派遣し、このうち２人については、平成24年度より導入した博士号を取得させる仕組みの下で博士課程に派遣した。派遣先国（地域）別の内訳は、アメリカ94人（うち博士課程２人）、イギリス35人、中国２人、フランス１人、ドイツ１人、スウェーデン１人、カナダ１人、台湾１人、シンガポール１人、オーストラリア１人となっている。

昭和41年度の制度発足以来、平成25年度までに派遣した研究員の総数は3,055人で、昭和62年度以降着実に増加し、特に平成14年度以降、新規派遣者数は毎年度120人以上で推移している（図２－２）。

図２－２　行政官長期在外研究員新規派遣者数の推移



（注）　博士課程への派遣（平成24年度３人、平成25年度２人）を含む。

派遣した研究員の総数を派遣先国（地域）別の内訳でみると、アメリカ2,256人、イギリス475人、フランス147人、ドイツ68人、カナダ47人、オーストラリア27人、中国18人、韓国５人、オランダ４人、その他８人となっている。

この制度の修了者は、修士号の学位等を取得するとともに、帰国後、在外公館等海外のポストで活躍する者が多い。国内にあっても、国際的視野に立った行政施策の企画・調整の衝に当たるなど、我が国行政の国際的な活動において、大きな役割を担っている。

⑵　行政官短期在外研究員制度

本制度は、諸外国において専門的な知識、技能等を習得させることにより、増大する国際的業務に適切かつ迅速に対処し得る人材の育成を図ることを目的に、各府省の行政官を６か月間又は１年間、諸外国の政府機関等に派遣する制度である。

派遣される研究員は、在職期間がおおむね６年以上で、かつ、職務の級が行政職俸給表㈠の３級以上（他の俸給表についてはこれに相当する級）の行政官で、各府省の長が推薦する者のうちから、人事院が選抜審査を行って決定している。研究員は、諸外国の政府機関、国際機関等に派遣され、それぞれの課題について調査研究活動に従事する。

平成25年度は25人を派遣しており、派遣先内訳は、表２－６のとおりである。

昭和49年度の制度発足以来、平成25年度までに派遣した研究員の総数は1,401人で、派遣先国（地域）別の内訳でみると、アメリカ680人、イギリス289人、オーストラリア94人、フランス59人、ドイツ56人、カナダ52人、その他171人となっている。

本制度の修了者の多くは、長期在外研究員制度の修了者と同様に、帰国後、国際的な業務に携わっている。また、研究員が帰国後に提出する研究報告書は、海外の制度、実情に関する最新の情報であり、関連する行政分野における貴重な資料として活用されている。

表２－６　平成25年度行政官短期在外研究員派遣状況

（単位：人）

派遣先国（地域）名	アメリカ	フランス	シンガポール	イギリス	オーストラリア	ベルギー	ドイツ	スイス	タイ	韓国	台湾	計
派遣者数	8	4	3	2	2	1	1	1	1	1	1	25

２　国内研究員制度

⑴　行政官国内研究員制度（博士課程コース）

本制度は、行政の複雑・高度化に対処するために、極めて高度の専門知識、技能を持つとともに、国際会議等で、諸外国の行政官と同等レベルでの交渉を行い得る職員の確保を目的に、行政官を３年間を限度として、国内の大学院の博士課程に派遣し研究に従事させる制度である。

派遣される研究員は、在職期間が２年以上おおむね25年未満で、かつ、職務の級が行政職俸給表㈠の２級から９級まで（他の俸給表についてはこれに相当する級）の行政官で、各府省の長が推薦する者のうちから、人事院の選抜審査及び大学院の入学試験を経て決定される。

平成25年度は、３人を派遣した（表２－７）。

⑵　行政官国内研究員制度（修士課程コース）

本制度は、高度の専門知識や技能を持った行政官を育成し、行政の複雑・高度化に対処することを目的に、各府省の行政官を２年間を限度として、国内の大学院の修士課程に派遣し研究に従事させる制度である。

派遣される研究員は、在職期間が２年以上おおむね18年未満で、かつ、職務の級が行政職俸給表㈠の１級から６級まで（他の俸給表についてはこれに相当する級）の行政官で、各府省の長が推薦する者のうちから、人事院の選抜審査及び大学院の入学試験を経て決定される。

平成25年度は、14人を派遣した（表２－７）。